



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
・道路の区域変更（4件）	道路維持課
・道路の供用開始（3件）	〃
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂防課
◎ 公 告	
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定	農村整備課
・土地改良区の役員の退任	〃
・県営土地改良事業計画の決定（2件）	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（2件）	砂防課

告 示

長崎県告示第56号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区	漁 業 の 区 分
長崎市みなと加入区	旧長崎市深堀漁業協同組合の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業）
有家町加入区	釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
西有家町加入区	あまだいはえ縄漁業（はえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業をいう。）及び釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
若松加入区	小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業）
上五島町加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）
平戸市第2加入区	小型合併漁業
志々伎加入区	早福の区域の小型合併漁業
志々伎加入区	浦、岡、肥及び大志々伎の区域の小型合併漁業

志々伎加入区	船越及び向月の区域の小型合併漁業
志々伎加入区	野子の区域の小型合併漁業
志々伎加入区	宮の浦及び高島の区域の小型合併漁業
志々伎加入区	その他の漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
勝本町加入区	塩谷の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	田ノ浦、赤滝団地及び築出の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	新町及び湯田の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	坂口、黒瀬及び琴平の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	鹿ノ下東、鹿ノ下仲及び鹿ノ下西の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	田間及び仲折の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	川尻の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	正村の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	馬場先の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	天ヶ原の区域の小型合併漁業
勝本町加入区	湯ノ本、本宮、東触、仲触、坂本触及び大久保触の区域の小型合併漁業
石田町加入区	雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
郷ノ浦町加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び雑魚小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
豊玉町第1加入区	豊玉町千尋藻の区域の小型合併漁業
豊玉町第1加入区	豊玉町曾の区域の小型合併漁業
豊玉町第1加入区	豊玉町千尋藻及び鐘川の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
豊玉町第1加入区	豊玉町曾及び横浦の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
美津島町第1加入区	小型合併漁業及びしいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
阿須湾加入区	小型合併漁業
巖原町加入区	巖原町棧原、宮谷、中村、天道茂、今屋敷、大手橋、日吉、田淵、国分、東里、西里、北里、久田道、久田、内山の区域の小型合併漁業
巖原町加入区	巖原町尾浦の区域の小型合併漁業
巖原町加入区	巖原町久和の区域の小型合併漁業
巖原町加入区	巖原町豆殿内院及び与良内院の区域の小型合併漁業

厳原町加入区	厳原町浅藻の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町豆殿の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町豆殿瀬及び佐須瀬の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町久根浜、久根田舎及び上槻の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町小茂田、樫根、椎根及び下原の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町阿連の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	厳原町曲、南室及び小浦の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業
美津島町高浜加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 諫早飯盛線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市西小路町1073番18地先から 諫早市西小路町1073番6地先まで	前	9.4~12.4	29.3	
	後	12.0~15.8	29.3	

長崎県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 諫早飯盛線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市西小路町1110番4地先から 諫早市西小路町1080番2地先まで	前	14.8~15.5	12.6	
	後	14.3~15.6	12.6	

長崎県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市黒浜町字大峰656番地先から 長崎市黒浜町字大峰663番1地先まで	前	20.4~45.0	34.9	
	後	41.4~52.9	34.9	

長崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市黒浜町字大峰696番3地先から 長崎市黒浜町字投上げ699番1地先まで	前	25.1~35.7	15.5	
	後	18.5~35.7	15.5	

長崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 諫早飯盛線	諫早市西小路町1073番18地先から 諫早市西小路町1081番1地先まで	令和2年2月4日

長崎県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市黒浜町字大峰656番地先から 長崎市黒浜町字投上ゲ699番5地先まで	令和2年2月4日

長崎県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 川棚有田線	東彼杵郡川棚町中組郷字山道1108番1地先から 東彼杵郡川棚町中組郷字山道1116番2地先まで	令和2年2月4日

長崎県告示第64号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北興局建設部において縦覧に供する。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			矢岳(5)	
所在地	市町名	大字	字	地番
		佐世保市		

公 告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大野地区土地改良区

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 大野地区土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
 - 定款の写し
- 縦覧期間
令和2年2月4日から令和2年2月25日まで
- 縦覧場所
平日：平戸市役所農林水産部農林課
土日祝日：平戸市役所警備員室

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員	
理 事	
氏 名	住 所
早稲田 優	雲仙市国見町土黒己310番地3

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営流矢地区土地改良事業（ため池整備事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
流矢地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和2年2月4日から令和2年2月25日まで
- 縦覧場所

佐世保市役所農林水産部農林整備課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大野地区土地改良事業（区画整理工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営大野地区土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和2年2月4日から令和2年2月25日まで
- 縦覧場所
平日：平戸市役所農林水産部農林課
土日祝日：平戸市役所警備員室

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧期間 令和2年2月4日から令和2年2月17日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 島原振興局建設部河港課、南島原市役所建設課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 南島原市深江町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - 南島原市布津町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき南島原市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - 提出先
〒855-0036 島原市城内1丁目1205

島原振興局建設部河港課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年2月4日から令和2年2月17日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 壱岐振興局建設部建設課、壱岐市役所勝本庁舎建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 壱岐市郷ノ浦町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
 - (2) 壱岐市石田町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき壱岐市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570
壱岐振興局建設部建設課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
リ
ン
ト
弥